



平成 23 年 11 月 25 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
イー・ギャランティ株式会社
代表取締役社長 江藤 公則
(コード番号：8771)

問合せ先： 取締役 唐津 秀夫
電話番号： (03) 5447-3577

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 25 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第二部上場承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社開示資料「東京証券取引所市場第二部上場承認に関するお知らせ」をご参照下さい。

【本資金調達背景と目的】

当社グループは、売掛債権や請負債権、金融債権、返還請求権など企業間取引で発生する様々な信用リスクを引受け、倒産等による債務不履行の際の保証を行うことで、企業の商取引における信用リスクをヘッジするサービスを事業法人及び金融法人向けに提供しています。

わが国の経済環境は、政府経済対策の効果などを背景に景気の持ち直しが見られるものの、欧州の金融不安や米国の景気減速懸念など海外景気の下振れリスクが高まる中、リスク回避資金の流入による円高基調が継続し、景気先行きへの不透明感が増す状況となっております。

このような環境下、当社グループは販売チャネルとの人的交流を含めた緊密な連携に基づく営業活動を軸に、新規顧客開拓や販路拡大に向けた施策を着実に実行し、また、適正な利益水準を確保するためにリスク移転手法の多様化に努めて参りました。

当社グループは、今般の当社株式の東京証券取引所への上場を新たな成長ステージへの転換点と位置づけており、リスク移転手法の多様化及びリスク引受余力の拡大のために、信用リスク移転先として組成する匿名組合への出資金及び金融法人向け保証サービスにおける担保資産への充当資金を本増資で調達することが、当社グループの財務基盤を強固にすると同時に、企業価値向上に資するものと考えております。

また、本資金調達と同時に当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、株主分布状況の改善及び株式流動性の向上を図ってまいります。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式	900,000 株
----------------	--------	-----------

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 23 年 12 月 5 日（月）から平成 23 年 12 月 8 日（木）までのいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、大和証券キャピタル・マーケット株式会社、野村証券株式会社、岡三証券株式会社、いちよし証券株式会社、三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社及び株式会社 SBI 証券（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 23 年 12 月 15 日（木）
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 120,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 株式会社みずほコーポレート銀行 86,000 株
日本興亜損害保険株式会社 34,000 株
- (3) 売出価格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。）
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (4) 売出方法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 平成 23 年 12 月 16 日（金）

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. 参照。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 135,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおける需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおける需要状況等を勘案した上で、135,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成23年12月16日（金）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. 参照。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 135,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (4) 割 当 先 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社
- (5) 申 込 期 日 平成24年1月11日（水）
- (6) 払 込 期 日 平成24年1月12日（木）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他第三者割当による本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、本新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、135,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成23年11月25日（金）開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社を割当先とする当社普通株式135,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成24年1月12日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成24年1月6日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	4,040,400株	（平成23年10月31日現在）
(2) 公募増資による増加株式数	900,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	4,940,400株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	135,000株	（注）
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	5,075,400株	（注）

（注）上記(4)及び(5)は前記1.に記載のとおり変更する可能性があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資の手取概算額合計上限 849,672,500 円について、500,000,000 円を信用リスクへの投資を目的として組成する匿名組合への出資金に及び残額を金融法人向け保証サービスにおける担保資産に充当する予定であります。支出時期については、それぞれ平成 25 年 3 月期までを予定しております。

当社は、売掛債権や請負債権、金融債権、返還請求権など企業間取引で発生する様々な信用リスクを引受け、倒産等による債務不履行の際の保証を行うことで、企業の商取引における信用リスクをヘッジするサービスを事業法人及び金融法人向けに提供しています。引受けたリスクは、定性的な情報を含む当社独自の情報データベース等を活用して分析・審査し、さらには対象債権に関する法的裏づけを検討した上で、信用リスクの流動化を行います。当社は、このリスクの流動化にあたり、引受けたリスクを金融機関等が一種の運用商品として投資することができるよう、リスクポートフォリオを再組成し、リスク商品への投資機会（引受機会）を提供しております。

また、当社は、流動化したリスクポートフォリオについて、金融機関等へのリスク移転を図るだけでなく、リスク移転先の一部を当社も出資する匿名組合としております。これは、当社とともに匿名組合出資を行う企業を広く募ることで、受託したリスクについて幅広くリスク移転先を確保し、リスク移転手法を多様化することができるためです。本増資資金のうち 500,000,000 円については、今後新たに組成する予定の匿名組合への出資金に充当する予定です。

本増資資金の残額については、当社が金融法人から信用リスクを受託するにあたり、保証債務の一部について履行義務の保全を目的として提供する担保資産（現金及び預金等）に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達により、今後の事業規模の拡大による中長期的な企業価値の向上及び財務体質の強化に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識した上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、企業業績に応じた配当政策を実施することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、期末配当のほか、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当ができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

配当回数につきましては、年一回、期末の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、新規事業の開始や、今後の海外展開等、効果的に投資してまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
1株当たり連結当期純利益	13,471.19円	16,947.46円	21,235.55
1株当たり年間配当金 (内、1株当たり中間配当金)	1,500円 (-)	3,000円 (-)	4,000円 (-)
実績連結配当性向	11.1%	17.7%	18.8%
自己資本連結当期純利益率	15.8%	17.0%	18.2%
連結純資産配当率	1.8%	3.0%	3.4%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（期首の新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産の部合計と期末の新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産の部合計の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首の1株当たり連結純資産と期末の1株当たり連結純資産の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりであります。なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式数に対する下記の交付株式残数の比率は5.30%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

ストックオプションの付与の状況（平成23年10月31日現在）

決議日	交付株式残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成18年10月31日	105,200株	900円	450円	平成20年11月1日～ 平成26年10月31日
平成19年9月25日	38,000株	930円	465円	平成22年6月30日～ 平成26年6月29日
平成19年9月25日	6,000株	930円	465円	平成21年6月30日～ 平成25年6月29日
平成20年10月16日	40,000株	682円	341円	平成23年10月17日～ 平成27年10月16日
平成22年3月30日	40,000株	1,380円	690円	平成25年4月15日～ 平成30年4月14日
平成23年1月28日	40,000株	1,300円	650円	平成25年2月14日～ 平成33年2月13日

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始 値	210,000 円	135,000 円	235,300 円	978 円
高 値	292,000 円	328,000 円	310,000 円 □1,017 円	1,335 円
安 値	84,000 円	130,100 円	175,000 円 □930 円	875 円
終 値	127,000 円	235,100 円	965 円	951 円
株価収益率 (連結)	9.43 倍	13.87 倍	9.09 倍	—

- (注) 1. 株価は、平成22年3月31日までは株式会社ジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月1日からは株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q におけるものであり、平成22年10月12日より株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであります。
2. 平成24年3月期の株価については平成23年11月24日現在で表示しています。
3. 当社は、平成23年4月1日付で1株につき200株の割合で株式分割を行っております。□印は、株式分割による権利落後の株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) における株価を示しております。
4. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成23年3月期の株価収益率(連結)は、当該決算期末の1株当たり連結当期純利益を200で除した数値を使用しています。また、平成24年3月期については未確定のため記載していません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である日本興亜損害保険株式会社及び当社株主である伊藤忠商事株式会社は、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)について、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社に対し、ロックアップ期間中について、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。